平成２４年（フ）第４５３号
横浜市磯子区岡村５丁目15番12号　クレフォート磯子Ａ201号
債務者　角田　弘樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６０号
東京都八王子市散田町３丁目24番23号グリーンコーポラス205号
債務者　平緒　真衣
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
静岡県富士市松岡1485番地の15　コーポ浪漫Ｃ―206号
債務者　木下　　透
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３９６号
大阪府交野市私部西１丁目６番５―206号
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―24―202
債務者　今井　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９７号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―24―202
債務者　今井　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１６号
東京都武蔵村山市大南３丁目93番地の６鈴忠第三マンション202号
債務者　佐々木正代
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４３号
東京都八王子市子安町１丁目30番22―309号
債務者　遠藤　靖枝（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
川崎市宮前区初山１丁目30番54号　グリーンヒルコーポ101
債務者　金井　克志
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
川崎市宮前区馬絹1812　ジュネスパル201、住民票上の住所川崎市高津区新作２丁目18番34―104号　シヤルム梶ヶ谷
債務者　榎本ふさ子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
川崎市川崎区観音２丁目15番２号　グリーンテラス観音201、前住所川崎市川崎区桜本２丁目38番10―306号　ダイアパレスファミリースクエア
債務者　富松　芳美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市字美里1411番地　レオパレス嘉陽102
債務者　具志堅直子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第４２号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目７番20号　グリーンランド６―Ｂ
債務者　若松多恵子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２０７号
東京都八王子市元本郷町３丁目９番19号
債務者　大村ルリ子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９０号
千葉県茂原市法目1223番地23
破産者　株式会社エス・アンド・ワイ
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係